

消費者相談窓口事業

消費者の消費生活における被害の防止と、その安全を確保することを目的に消費生活センターを設置している。消費生活相談・苦情処理のあっせん、消費者安全の確保のために必要な情報の収集・提供の事務を行うため、消費生活相談について専門的な知識・経験を有する相談員を配置するとともに、相談員の資質の向上等により相談体制の充実を図った。

1. 消費生活センター開設

月～金、相談業務の実施にあたり、相談員２人体制を確保し、消費生活センターを２４３日開設した。

2. 消費生活センターの管理運営

関係機関との連絡・調整を行いながら、消費生活センターの管理運営を適正に行った。

3. 消費生活相談業務

＜当事者の年齢・性別件数＞ （単位：件）

消費生活トラブルの解決に向け、
相談員による相談業務を行った。

相談受付件数：９８０件

年 齢	男 性	女 性	不 明	計
１０歳未満	０	０	０	０
１０歳代	１５	１５	０	３０
２０歳代	３１	３５	０	６６
３０歳代	２７	３３	０	６０
４０歳代	３５	３５	０	７０
５０歳代	３６	４８	１	８５
６０歳代	７６	７２	１	１４９
７０歳代	８３	１１０	０	１９３
８０歳代	３０	５８	１	８９
９０歳代	９	９	０	１８
不 明	１０２	８０	３８	２２０
合 計	４４４	４９５	４１	９８０

※相談時の希望等で「不明」あり

4. 消費者被害防止業務

消費者被害を防ぐため、次の事業を実施した。

(1) 被害防止に係る情報を提供

消費者被害を防ぐため、広報紙への「消費生活センターだより」隔月掲載やホームページでの情報提供を行った。

(2) 被害防止のための啓発業務

市のイベントなどで消費者トラブルを防ぐための知識の普及を図った。

(3) 関係機関・団体との連携・協力

消費者トラブルへの適切な対応や、被害を防ぐための情報提供など、関係課及び関係団体との連携体制の強化に努めた。

情報提供：随時

情報提供先：関係課、社会福祉協議会等